

○自治医科大学大学院医学研究科における学位に関する細則

(平成 15 年 3 月 31 日制定)

改正 平成 16 年 12 月 7 日 平成 18 年細則第 2 号
平成 19 年規程第 14 号 平成 21 年細則第 4 号
平成 24 年細則第 7 号 平成 25 年細則第 3 号
平成 27 年細則第 3 号

学位授与に関する細則(昭和 57 年 12 月 22 日制定)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この細則は、自治医科大学学位規程(以下「規程」という。)第 20 条の規定に基づき、自治医科大学において授与する学位のうち、修士(医科学)及び博士(医学)の学位の申請手続並びに論文審査、試験及び試問その他学位の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学位申請の資格)

第 2 条 規程第 4 条第 3 項の規定により、博士(医学)の学位を申請する者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ医学研究科長(以下「研究科長」という。)が定める期間本学に在籍し、十分な研究業績を有する者でなければならない。

(1) 大学における修業年限 6 年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学)を卒業した後、5 年以上の研究歴を有する者

(2) 大学における修業年限 4 年の課程を卒業した後、7 年以上の医学研究歴を有する者

(3) 大学院の修士課程(博士前期課程)を修了した後、5 年以上の医学研究歴を有する者

2 前項に規定する医学研究歴は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 大学の教員又はこれに準ずるものとして医科学研究に従事した期間

(2) 大学院に在学し、医科学研究に従事した期間

(3) 研究科長が相当と認めた教育機関、研究機関等において職員、研究員、研究生等として研究に従事した期間

(4) その他研究に従事した期間のうち研究科長が前各号に準ずると認めたもの

3 前項各号において、医師法第 16 条の 2 第 1 項に定める臨床研修期間のうち 2 年間は、医学研究歴に含めないものとする。

(学位申請の手順)

第 3 条 規程第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により学位を受けようとする者は、担当指導教員の承認を得て、学位の申請をするものとする。

2 規程第 4 条第 3 項の規定により学位を受けようとする者は、あらかじめ学位申請資格の有無についての審査を受審しなければならない。

3 前項に定める審査の結果、学位申請資格を認められた者は、本学大学院医学研究科の教授又は准教授(以下「紹介教授等」という。)を経由して、学位の申請をするものとする。

(学位申請書類及び部数)

第 4 条 学位申請書類の必要部数は、次のとおりとする。

提出書類	修士の学位	博士の学位	
		規程第 4 条第 2 項によ	規程第 4 条第 3 項によ

		る者	る者
学位申請書	1部	1部	1部
学位論文(1編)	電子データ 1部	電子データ 1部	電子データ 1部
主要論文	各 4部	各 5部	各 6部
論文目録	4部	5部	6部
論文要旨(3,200字以内・和文)	電子データ 1部	電子データ 1部	電子データ 1部
履歴書	4部	5部	6部
学位申請者調書(本審査用)	4部	5部	6部
戸籍抄本	1部	1部	1部
学位申請資格認定証明書	不要	不要	1部
同意書	各 1部	各 1部	各 1部

- 2 学位論文は、単著かつ未発表であるものとし、原則として研究内容の全体像が分かる形式の和文論文(Thesis)とする。
- 3 学位論文の内容を構成する原著学術論文を主要論文とする。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は申請のために必要と認めるときは、参考論文その他の資料等の提出を求めることができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、修士の学位を受けようとする者にあつては、必ずしも主要論文の提出を要しないものとする。

(審査手数料)

第5条 学位審査手数料は、学位申請日を基準として次のとおりとする。

- (1) 本学教職員、レジデント、本学医学部卒業生及び本学大学院修士課程修了生 100,000円
- (2) 本学医学部研究生 120,000円
- (3) その他の者 200,000円

(審査委員会の構成員)

第6条 規程第7条に規定する審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員は、研究科委員会が指名する。この場合において、申請者の担当指導教員、紹介教授等及び主要論文の共著者又は共同研究者は、委員になることはできない。

- 2 前項の場合において、審査委員会から要請があつたときは、担当指導教員又は紹介教授等は、論文審査に参加して参考意見を述べるができるものとする。
- 3 審査委員会には委員長を置くものとし、委員長は、審査委員会において協議し選出するものとする。ただし、規程第7条第3項により委員となつた者は、委員長となることができない。

(論文審査及び最終試験)

第7条 規程第8条に規定する最終試験及び試問は、原則として公開にて行い、口頭発表と質疑が終了した後に、非公開の審議により審査委員会としての可否を決定する。

- 2 前項の場合において、提出論文の内容の訂正又は追加の指摘がなされたときは、修正後の論文を審査の対象とし、審議は持ち回りにて行うことができるものとする。

(外国語の試験)

第 8 条 規程第 8 条第 2 項に定める外国語の試験は、原則として毎年 1 回以上行うものとし、実施の時期は研究科長が定める。

2 前項の試験は、研究科長が指名した試験員が行うものとする。

3 規程第 4 条第 3 項の規定により博士(医学)の学位を受けようとする者は、学位申請前に外国語の試験のみを受験することができる。

4 前項の試験に合格した者が、合格後 4 年以内に学位を申請した場合は、外国語の試験を免除するものとする。

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 7 日)

1 この細則は、平成 16 年 12 月 7 日から施行する。

2 この細則の施行日前に研究員又は研究生として自治医科大学に在籍する者の学位申請資格として必要な医学研究歴の年数は、改正後の第 2 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年細則第 2 号)

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 14 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年細則第 4 号)

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の細則は平成 21 年度入学者から適用し、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年細則第 7 号)

この細則は、平成 25 年 1 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年細則第 3 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年細則第 3 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。